

札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱

〔平成 23 年 3 月 3 日〕
環境局長 決裁

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 2 月 15 日

改正 令和 4 年 3 月 14 日

改正 令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、家庭における生ごみの減量・資源化を推進するための手法の一つとして、市民の生ごみ堆肥化器材等（以下「堆肥化器材等」という。）の購入に対し、助成金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第 2 条 助成の対象となる堆肥化器材等は、以下のとおりとする。

- (1) 密閉式容器生ごみ堆肥化セット
その中に入れた生ごみを外気から遮断するため蓋を密閉でき、液肥を容易に抽出することができる構造の生ごみ堆肥化専用容器と基材のセット。
- (2) コンポスター
土の上に設置し、生ごみを土壌に含まれる微生物により堆肥化する構造の器。
- (3) その他堆肥化専用器材等
前項以外で家庭用生ごみ堆肥化専用容器等として一般に市販されているもの。ただし、別に支援制度のある電気を動力として生ごみを処理するもの、ダンボール箱は対象外とする。

(助成金の交付要件)

第 3 条 助成金の交付決定の対象となるのは、次に掲げるすべての要件を満たす応募者とする。

- (1) 市内に居住していること。
- (2) 自宅において家庭用として使用すること（事業用に使用する場合は対象外）。
- (3) 前年度に、本人及びその世帯員が、本制度の助成金の交付を受けていないこと。
- (4) 当該年度に、同一世帯において本制度の助成対象となった堆肥化器材等の数量が 1 個以内であること。
- (5) 助成の決定を受けてから第 10 条の規定に基づき本市に登録した販売店（以下「登録販売店」という。）で購入すること。

(助成金の額)

第 4 条 助成金は、予算の範囲内において、堆肥化器材等 1 個につき購入価格（税抜き本体価格）が 2 千円以上の場合は一律 2 千円とし、2 千円未満の場合は、その百円未満を切捨てた額とする。

2 助成金の交付の対象とする堆肥化器材等の数量は、1 世帯につき 2 個以内とする。

(助成の決定)

第 5 条 市長は、助成希望者を公募し、先着順に第 3 条の要件を満たすことを審査した上で、助成を決定し生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付決定通知書（様式 1。以下「交付決定通

知書」という。)を送付する。

- 2 市長は、前項の審査の結果により交付することが不相当と認めた時は、速やかにその旨を当該申込者に通知するものとする。

(生ごみ堆肥化器材等の購入と助成金受領等の委任)

第6条 交付決定通知書により通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、登録販売店において交付決定通知書を提示し購入の申込みをするものとする。

- 2 交付決定者は、登録販売店に対し、堆肥化器材等購入の際に交付決定通知書及び委任状(様式2)を提出し、当該助成金の請求及び受領に関する一切の権限を登録販売店に委任するものとする。

(交付請求)

第7条 前条第2項の規定により委任を受けた登録販売店は、生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付請求書(様式3)に交付決定者からの委任状(様式2)及び生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付対象者名簿(様式4)を添付し、市長に助成金の交付の請求をするものとする。

(交付)

第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに助成金を当該登録販売店に交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第9条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者、または助成金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、または既に交付した助成金の全額または一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(販売店の登録等)

第10条 市長は、生ごみ堆肥化器材等販売店登録届(様式5)及び誓約書(様式6)により生ごみ堆肥化器材等の販売業者の届出があったときは、次の各号のすべてに該当する者に限り、販売店の登録をするものとする。

- (1) 市内に本社、支社または営業所等を有すること。
 - (2) この要綱による助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
 - (3) 助成金の交付請求等の委任事務を適正に行うことができること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しないこと。
- 2 前項の届出内容に変更がある場合、登録販売店は速やかに生ごみ堆肥化器材等販売店登録内容変更届(様式7)により変更を届け出る。
 - 3 登録を廃止する場合、登録販売店は速やかに生ごみ堆肥化器材等販売店廃止届(様式10)を届け出る。
 - 4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、登録

することを決定した場合は、生ごみ堆肥化器材等販売店登録認定通知書（様式8）、変更を決定した場合は生ごみ堆肥化器材等販売店登録内容変更通知書（様式9）により当該届出者へ通知するものとする。

- 5 前項の審査の結果により、登録することが不相当と認めるときは、速やかに届出者に対し、その旨通知するものとする。
- 6 市長は、登録販売店が次の各号の一に該当する場合、販売店登録の認定を取り消すことができるものとする。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽の届出その他不正の手段により助成金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。
 - (3) 第1項に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境事業部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（交付用件に係る経過措置）
- 2 第3条第3号の規定は、平成24年度の応募者には適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年2月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 登録販売店が令和4年度分の本事業にかかる助成金の請求を令和5年4月1日以降に行う場合においては、様式2および4の押印は省略できないものとする。

(様式1)

生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付決定通知書

年 月 日

交付決定番号	
氏 名	様

札幌市長

先に申請のあった生ごみ堆肥化器材等購入助成金については、次のとおり交付することと決定致しましたので、生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 助成金額

- (1) 助成金は、堆肥化器材等1個につき購入価格(税抜き本体価格)が2千円以上の場合は一律2千円とし、2千円未満の場合は、その百円未満切捨ての額とする。
- (2) 助成金の交付の対象とする堆肥化器材の数量は、1世帯につき2個以内とする。

2 購入可能な機種

- (1) 密閉式容器生ごみ堆肥化セット
その中に入れた生ごみを外気から遮断するため蓋を密閉でき、液肥を容易に抽出することができる構造の生ごみ堆肥化専用容器と基材のセット。
- (2) コンポスター
土の上に設置し、生ごみを土壌に含まれる微生物により堆肥化する構造の器。
- (3) その他堆肥化専用器材等
前項以外で家庭用生ごみ堆肥化専用容器等として一般に市販されているもの。ただし、別に支援制度のある電気を動力として生ごみを処理するもの、ダンボール箱は対象外とする。

3 注意事項

- (1) 購入する時は、登録販売店に本書を提出してください。1個購入につき本書1枚提出。
なお、登録販売店以外では購入できません。
- (2) 購入代金は、購入価格から1により算出した助成金の額を差し引いた残りの額をお支払いください。
- (3) 購入を中止したときは、必ず下記にご連絡をお願いいたします。
- (4) 購入の期限 年 月 日 ()

購入販売店名記入欄

(住所)
(電話)
(担当課)

(様式2)

委 任 状

生ごみ堆肥化器材等を購入したので、下記の者を代理人（受任者）と定め、下記の権限を委任します。

記

札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱に基づく助成金の交付請求及び受領に関すること。

交付決定番号		年 月 日
委任者 (購入者)	住所	
	電話番号	
	氏名	

登録販売店記入欄	受任者 (口座名義人)	販売日	年 月 日
		住所	
		登録販売店名 (肩書)	
		氏名	
		製品登録番号・数量	販売金額 (税抜)

※ 受任者の欄及びその他の欄は、販売店が記入します。

(札幌市使用欄)

支払額	円
-----	---

(様式3)

(市提出用)

生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所	
販売店名	(登録番号 _____)
代表者名	(肩書) _____ 印
電 話	



札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 請求助成金額

					0	0
--	--	--	--	--	---	---

 円

- 2 添付書類
- (1) 交付決定通知書
 - (2) 委任状
 - (3) 助成金交付対象者名簿

3 振込先

金融機関名	銀行 信金		本 支 店	種別	普通・当座
口 座	店番号		口座番号		
フリガナ					
口座名義人					
口座名義人 住 所					

※名前(カナ)欄には通帳に表示されている名前と同じカタカナをご記入ください。
 法人・団体の場合、代表者名は含まれない場合がありますので、ご注意ください。
 濁点・半濁点・カッコ・スペースは1マス分使用してください。【例：ホツカイ(カ) サツポロシテン】

(様式4)

生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付対象者名簿

月分

交付決定 番号	氏 名		販売価格 (税抜)	助成額	製品番号
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	

人数 _____ 名 個数 _____ 個 助成金額合計 _____ 円

(様式5)

生ごみ堆肥化器材等販売店登録届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者

住所

法人名

(肩書)

代表者名

電話番号

生ごみ堆肥化器材等販売店の登録を受けたいので、札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

販売店の所在地	札幌市 区	電話
	札幌市 区	電話
	札幌市 区	電話
	札幌市 区	電話

1 登録条件

- (1) 市内に本社、支社または営業所等を有すること。
- (2) この要綱による助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
- (3) 助成金の交付請求等の委任事務を適正に処理できること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

2 取扱器材

取り扱う器材に○をつけてください。

- (1) 密閉式容器生ごみ堆肥化セット
- (2) コンポスター
- (3) その他堆肥化専用器材等

※取扱器材の詳細については、「取扱生ごみ堆肥化器材等調査票」（別紙）にご記入ください。

(別紙)

取扱生ごみ堆肥化器材等調査票

密閉式容器生ごみ堆肥化セット内訳				
製品番号	製品名	容量	販売価格(税抜)	助成金額
A-1		容器 () 基材 ()	円	円
A-2		容器 () 基材 ()	円	円
A-3		容器 () 基材 ()	円	円
A-4		容器 () 基材 ()	円	円
A-5		容器 () 基材 ()	円	円
コンポスター内訳				
製品番号	製品名	容量	販売価格(税抜)	助成金額
B-1			円	円
B-2			円	円
B-3			円	円
B-4			円	円
B-5			円	円
B-6			円	円
B-7			円	円
B-8			円	円
その他堆肥化専用器材等内訳				
製品番号	製品名	使用方法	販売価格(税抜)	助成金額
C-1			円	円
C-2			円	円
C-3			円	円

※ご記入にあたって

- 1 取扱製品について、型番まで詳細にご記入ください。
- 2 ご記入いただきました製品のカタログ・パンフレット等の製品詳細が記載された資料を併せてご提出ください。

(様式6)

誓約書

札幌市長様

私は、札幌市が実施する札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金事業に係る生ごみ堆肥化器材等販売店登録の届出に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、生ごみ堆肥化器材等販売店登録届出の却下及び販売店登録認定の取消をされても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

年 月 日

住 所
法人名
代表者名

(様式 7)

生ごみ堆肥化器材等販売店登録内容変更届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住所 _____

法人名 _____

(肩書)

代表者名 _____

電話番号 _____

生ごみ堆肥化器材等販売店の登録内容について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

現在の登録内容 (変更がない項目は記入不要)		
申請者	住所	
	法人名	
	(肩書) 代表者名	
	電話番号	
販売店	店名	札幌市 区 電話

変更後の登録内容 [変更事実発生日: 年 月 日]		
申請者	住所	
	法人名	
	(肩書) 代表者名	
	電話番号	
販売店	店名	札幌市 区 電話
生ごみ堆肥化器材等	変更内容※	該当する製品番号
	<input type="checkbox"/> 販売価格 (税抜) の変更	
	<input type="checkbox"/> 取り扱い終了	
	<input type="checkbox"/> 新規取り扱い開始	
	<input type="checkbox"/> その他 []	

※取り扱う生ごみ堆肥化器材等を変更した場合は、該当する変更内容の□にチェックを入れ、変更後の内容 (未変更部分を含む全て) を記した「取扱生ごみ堆肥化器材等調査票」(別紙)を添付してください。

※取り扱い終了の場合、調査票の該当欄には「取り扱い終了」と記載してください。

(様式 8)

生ごみ堆肥化器材等販売店登録認定通知書

申請者

住 所 _____

法人名 _____

代表者名 _____

様

札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、生ごみ堆肥化器材等の販売店として認定したので、通知します。

年 月 日

札幌市長

登録番号	
------	--

(様式 9)

生ごみ堆肥化器材等販売店登録内容変更通知書

申請者

住 所 _____

法人名 _____

代表者名 _____

様

札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、生ごみ堆肥化器材等販売店登録内容変更届を精査し、登録内容の変更を決定したので、通知します。

年 月 日

札幌市長

(様式 10)

生ごみ堆肥化器材等販売店廃止届

年 月 日

(あて先) 札 幌 市 長

申請者

住 所 _____

法人名 _____

(肩書)

代表者名 _____

電話番号 _____

生ごみ堆肥化器材等販売店の登録を廃止しますので、札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により次のとおり届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	